

# 令和2年度 改正建築物省エネ法講習のご案内

(小・中規模建築物設計者用)

一般社団法人茨城県建築士事務所協会  
会 長 舟 幡 健

令和元年5月17日に改正建築物省エネ法が公布されました。これにより、300㎡未満の小規模建築物においては、建築士から建築主への省エネ性能に関する説明が義務づけられ、省エネ基準への適合義務制度の対象が現行の2,000㎡以上から300㎡以上の中規模建築物まで拡大されます。

本講習会では、令和3年4月施行予定に向けて主に300㎡前後の小・中規模建築物の設計者を対象とした改正建築物省エネ法の概要および省エネ性能に係る計算方法のポイント等を解説していますので、ぜひご受講ください。

なお、本講習会で使用するDVDと同じ内容の動画を(一社)日本建築士事務所協会連合会のホームページ上に公開(令和2年10月下旬～令和3年1月中旬頃)します。あわせて講習テキストも公開しますので、動画を視聴する際にご活用ください。

- 開催日時** 令和2年10月20日(火)  
受付 13:00～ 講習 13:30～17:00
- 会 場** 茨城県建設技術研修センター 大ホール  
住 所: 茨城県水戸市青柳町4195番地  
電話番号: 029-227-5634
- 定 員** 50名(先着順)
- 対 象 者** 建築士事務所に所属する職員等
- 受 講 料** 無料
- 講習形態** 3時間半程度のDVD講習(休憩等を含む)
- 申込受付期間** 令和2年9月1日(火)～令和2年10月9日(金)
- 申込方法** 別紙の申込書によりFAXにてお送りください。  
受付印を押印後、受講票をFAXにてお送り致します。
- テキスト** 改正建築物省エネ法講習テキスト(小・中規模建築物設計者用)  
受講者には無料でご提供いたします。

## 講習内容（予定）

- ◇「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の概要等
  - ・建築物省エネ法の構成
  - ・改正建築物省エネ法に盛り込まれた措置の内容とその概要
  - ・建築物省エネ法に係る用語の解説
- ◇建築物省エネ法に係る規制措置
  - ・規制措置に係る適用対象（適合義務、届出義務、説明義務）
  - ・省エネ適合性判定等
  - ・届出義務
  - ・説明義務
- ◇建築確認・省エネ適合性判定等に係る手続き
  - ・建築確認・省エネ適合性判定に係る手続き
  - ・届出義務に係る手続き
  - ・説明義務に係る手続き
- ◇エネルギー消費性能等の計算方法
  - ・非住宅用途に係る計算方法等の概要
  - ・住宅用途に係る計算方法等の概要
  - ・各計算法の適用について
  - ・既存住宅、建築物の増改築時における省エネ性能の算定の考え方等について
- ◇非住宅用途に係る簡易計算法の解説
  - ・モデル建物法
  - ・小規模版モデル建物法

## 受講にあたっての注意事項

- ・発熱や咳、咽頭痛などの症状がある方は受講をお控えください。
- ・マスクの着用および手指洗浄へのご協力をお願いします。

## その他

- ・新型コロナウイルスの感染状況により、講習会を延期もしくは中止する場合があります。
  - ・講習テキストおよびDVD（動画）は、令和2年7月時点での情報に基づき作成します。
- 今後、政省令の改定等や計算法等の更新・改善が見込まれます。

申 込 書 【10月20日改正建築物省エネ法講習会】

FAX：029-305-7791

氏 名		受付No.	
事務所名			
TEL FAX	TEL	FAX	

事務局確認欄